

(前ページから続く)

米代川改修に伴う潰地補償費として
68万8,000円

車検場建設費の寄附金として100
万円

植林事業費として32万2,000円
など。

●民生費の追加 654万1,000円
老人ホームの建築工事の追加分とし
て、625万5,000円

敷地の借上料として8万4,000
円など。

●衛生費の追加 209万2,000円
火葬場内の補修工事費として29万
円

清掃車購入費として170万円など

●農林水産費の追加 535万円

農業委員報酬の追加分として
463,500円

大型トラクター購入の補助金として
108万5,000円

下川沿、別所地区の区画整理調査設
計補助金として246万6,000円
など

●商工費の追加 245万5,000円

勤労青少年ホームの運営費として、
講師の謝礼や消耗品などに115万2
000円

大館観光協会、十和田・八幡平のパ
ンフレット作成のための負担金などに
51万3,000円など

●消防費の追加 40万円

ホース乾燥塔の新設工事費として、
192万円 (軽井沢)
ロッカー購入費として11万5,00
0円など

●教育費の追加 1,152万4,00
0円

桂城小学校の給食室増築工事費とし
て、110万円

川口小学校のプール建設工事費とし
て、256万4,000円

各学校の備品購入費として、168
万6,000円など

●災害復旧費の追加 36万円

八木橋川仮工事費として25万8,
000円

旅費に4万円、その他、消耗品、印
刷制本費などに6万円

●諸支出金の追加 1,953万9,00
0円

公共用地取得費として1,720万
4,000円

公共用地の整理工事費として、22
万3,000円

●予備費の追加 39万3,000円

◆国民健康保険特別会計

才入、才出とも441万円が追加さ
れ、この総額が1億4,503万1,0
00円となっております。

追加された才出のおもな内訳として
療養給付負担金に300万円

医師への謝礼(成人病対策、3才児
検診など)に8万6,000円

40年度の国庫補助金の還付金とし
て84万8,000円

以上が追加のおもなものです。

◆温泉開発特別会計

13万7,000円が追加になり、総
額2,176万8,000円となりました。

追加された才出のおもなものとして
ポンプ据付けの工事費に5万円、そ
の他印刷費、火災保険料などに8,00
0円が追加されております。

◆片山財産区特別会計

79万8,000円が追加され、総額
364万2,000円になっており、
この追加分は予備費として計上され
ています。

◎市立総合病院事業会計

収益的収入で324万6,000円の
追加となり、総額4億7,452万9
,000円となりました。

支出では、1,991万9,000円
が追加され、その主な内訳は、
医師の研究、研修費に420万円
開設式典費に100万円

夜勤手当、賃金などに698万8,0
00円などとなっています。

また、資本的収入では、病院事業債と
して1,460万円を追加し、総額4
億4,724万1,000円となります。

この支出として、2,418万8,0
00円が追加されこの総額が4億7,
440万6,000円となりました。

追加された内訳としては、
医師の住宅建築(3戸)に560万円
ボイラー、調理室、TB切替などに
859万円、

設備費として、自動車購入、企債対象
医療機械、調理台などに3,099万8,
000の追加となりました。

◎国民健康保険税の減税基 準額が引きあげられたこと。

◆地方税法が改正され、基礎控除9万
円が41年度分より10万円になりま
した。

したがって、この1万円の引きあげ
によって、当市ではおよそ1,500
万円の減税になります。

◆また、国保税納付者の低所得者層に
対する減税基準額も引きあげられ、被
保険者1人当たり「2万5,000円」が
41年度分より「3万円」に引き上げ
することになりました。

この引き上げによって、年間所得金
額が30万円未満の納付者の中で、約
170万円の減税になります。

◎勤労青少年ホームの設置条 例が改正になったこと。

7月13日に完成した大館市勤労青
少年ホームが使用できることになりま
したので、これに伴う同ホームの事業
内容、利用できる人の範囲などがさま
り、そのあらましはつぎのとおりです

◆事業の内容(第4条)

●一般教養および実務教育に関する講
演会、講習会を開くこと。

●健全なレクリエーションの指導と育
成をはかるため、映画、演劇、音楽
会などを開くこと。

●生活相談、職業相談および就職後の
保護指導を行なうこと。

●青少年のグループ活動に必要な講習
室、集会室およびその他のホーム内
の施設を利用させること。

◆使用者の資格(第5条)

●市内に住所を有する満25才までの
青少年。

●住所が他市町村にある人でも、市内
に勤務している満25才までの青少
年も使用できます。

◎大館市営公益質屋および母 子寮が廃止になり、これら の事業を大館感恩講に移管 することにきまったこと。

公益質屋、母子寮を廃止してその事

業を社会福祉法人「大館感恩講」に移
管しようとする事と、母子寮廃止に
伴って母子寮の附属保育園を市立城南
保育園に吸収することがきまりました
この条例案は、5月臨時市議会に提出
されましたが、慎重に審議する必要が
あるという市議会の意見が強かったた
めに、閉会中審議として7月定例会ま
で教育民生委員会で審議されてきたも
のですが、今回の定例会で、これらの
条例案が議決され、公益質屋と母子寮
の廃止が正式にきまったわけです。

この廃止と同時に公益質屋条例、公
益質屋特別会計条例、母子寮設置条
例が廃止になります。また、保育園条
例も一部改正され城南保育園の収容定
員が91名に増員されたため、保育園
の施設を拡大することにしています。